

広島県告示第千二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にした。

令和七年十二月一日

広島県知事 横田美香

- 一 解除に係る保安林の所在場所
呉市下蒲刈町下島字三津祢一〇七九八の五
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため